

様式1 (G-MIS様式)

事業報告書				
医療法人整理番号	02152			
報告期間	自	令和3年8月31日		
	至	令和4年7月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	名称	医療法人社団沼田皮膚科クリニック		
	分類①	社団（出資持分あり）		
	分類②			
	分類③			
	(2) 事務所の所在地	都道府県	広島県	
		市区町村	広島市中区鞆町	
		町名・番地	13番4号	
		建物名	広島マツダビル	
	(3) 設立認可年月日	平成6年5月27日		
	(4) 設立登記年月日	平成6年6月7日		
(5) 理事長の氏名	姓	沼田		
	名	恒実		
役員及び評議員の人数	5			
役員及び評議員	記載はこちら			
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら			
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら			
(2) 附属業務	記載はこちら			
(3) 収益業務	記載はこちら			
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら			
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら			
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら			
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら			
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら			
(9) その他	記載はこちら			
			(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
			全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
			当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療料の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	沼田	恒実	医療法人社団沼田皮膚科クリニック 管理者
理事			
理事			
理事			
監事			

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

種類	施設の名前	指定管理	開設場所	許可病床数							
				一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	療養病床	純粋病床	
診療所	医療法人社団沼田皮膚科クリニック		広島県広島市中区鞆町13-4広島マツダビル	なし							

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書					
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	開設場所	入所定員	通所定員
	なし				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
なし			

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 2

法人名 医療法人社団沼田皮膚科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区幟町13-4広島マツダビル

財 産 目 録

(令和 4 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	209,013 千円
2. 負 債 額	71 千円
3. 純 資 産 額	208,942 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	104,876
B 固 定 資 産	104,137
C 資 産 合 計 (A+B)	209,013
D 負 債 合 計	71
E 純 資 産 (C-D)	208,942

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団沼田皮膚科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区鞆町 1 3 - 4 広島マツダビル

貸 借 対 照 表

(令和 4年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	104,876	I 流 動 負 債	71
II 固 定 資 産	104,137	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	38,270	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	5,389	負 債 合 計	71
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	60,478 0	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	198,942
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	208,942
資 産 合 計	209,013	負 債 ・ 純 資 産 合 計	209,013

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人社団沼田皮膚科クリニック
 所在地 広島市中区鞆町13-4広島マツダビル

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	154,530
2 事業費用	158,913
本来業務事業損失	△ 4,383
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 4,383
II 事業外収益	2,077
III 事業外費用	3
經常損失	△ 2,309
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 2,309
法人税等	71
当期純損失	△ 2,380

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人社団沼田皮膚科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区幟町1-3-4 広島マツダビル

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団沼田皮膚科クリニック
理事長 沼田 恒実 殿

私は、医療法人社団沼田皮膚科クリニックの令和3年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月30日
医療法人社団沼田皮膚科クリニック
監事 XXXXXXXXXX